

平成25年2月1日
宮古信用金庫

「経営革新等支援機関」の認定について

宮古信用金庫（理事長 齋藤 浩司）は、「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」として、東北財務局長および東北経済産業局長から認定を受けましたので下記のとおりお知らせいたします。

当金庫は、「地域と共に生きる地域の金融機関」として、地域中小企業の経営支援や地域の再生・活性化支援に取り組んでおります。

記

1. 認定日

平成25年2月1日

2. 経営革新等支援機関の業務内容

- ・ 金融・財務支援
- ・ 創業・新事業支援
- ・ 経営改善支援
- ・ 事業再生支援
- ・ 事業承継支援
- ・ M&A 支援
- ・ 開拓販路支援

3. 経営革新等支援業務を行う窓口

営業店全店の融資窓口

4. 経営革新等支援機関認定の効果

- ・ 認定を受けた経営革新等支援機関は、中小企業基盤整備機構より専門家派遣等を受けることが可能となります。
- ・ 認定を受けた経営革新等支援機関の支援を受けた中小企業のお客様が、信用保証協会の「経営力強化保証制度」をご利用いただけるようになります。

以上

